

堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市南区の広報活動において区民に親しまれるよう作成した堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」着ぐるみ及び装備品（以下、「着ぐるみ等」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出品目)

第2条 貸出しを行う物品は次のとおりとする。

- (1) 「みみちゃん」着ぐるみ一式
- (2) 「みみちゃん」かばん
- (3) 「みみちゃん」マラカス

(借用の申請)

第3条 着ぐるみ等を借用しようとする者（以下「借用者」という。）は、堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」着ぐるみ借用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を区政企画室長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する申請書は、使用を開始する日の1か月前までに区政企画室長に提出しなければならない。
- 3 区政企画室長は必要と認めるときは、借用者に対し、借用に関する資料の提出を求めることができる。
- 4 借用者は、区政企画室から着ぐるみ等を直接受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとし、貸出しに伴う搬入及び搬出は借用者が行うものとする。

(第三者の権利関係の措置)

第4条 借用者は、借用の申請にあたり、第三者の法的権利を不当に侵害することのないよう適切に措置しなければならない。

(資格要件)

第5条 借用者が次に掲げる業種、団体等の場合は、着ぐるみ等を借用できない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (3) ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く。）
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通

信販売協会」に加盟している者を除く。

- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (6) 総会屋、暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団体又は個人
- (7) その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない者
- (8) 堺市から入札参加停止等を受けている企業等
- (9) 堺市の市税を滞納している者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区政企画室長が不適当と認める者

（承認通知）

第6条 区政企画室長は、第3条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは借用の承認を行い、堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」着ぐるみ借用承認書（様式第2号）により借用者に通知するものとする。この場合において、区政企画室長は必要と認めるときは、借用の承認に条件を付することができる。

（承認条件）

第7条 区政企画室長は、次の各号に該当するときは、着ぐるみ等の借用を承認するものとする。ただし、次の各号に該当しない場合でも堺市南区のPRに有効であると認められるときは、承認する場合がある。

- (1) 借用者は南区域で活動している個人・団体であること。
 - (2) みみちゃんのイメージを損なわない範囲で使用する。
 - (3) 公共性・公益性（社会奉仕等）のある事業に使用するとき。
 - (4) 特定の企業、団体の利益に利用されるおそれのないとき。
- 2 前号の規定にかかわらず、借用者が第5条に定める業種、団体等に該当する場合は借用を承認しない。

（借用期間）

第8条 借用期間は、原則として借用日を含め7日以内とする。借用期間後、引き続き着ぐるみ等を使用しようとするときは、改めて第3条の申請を行わなければならない。

（使用方法）

第9条 借用者は、着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについては別紙の「みみちゃん着ぐるみ取扱い注意事項」により取り扱わなければならない。

- 2 借用者は、着ぐるみ等を使用した役務の内容を保証するものではないことを理解の上で着ぐるみ等を使用すること。

- 3 次の各号のいずれかのものに使用してはならない。
- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの。
 - (2) 堺市南区の信用又は品位を害するものと認められるもの。
 - (3) 政治的活動又は宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
 - (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または、支援しているような誤解を与えるおそれがあるもの。
 - (5) 特定の個人もしくは法人その他の団体又は商品等を支援しているような誤解を与えるおそれがあるもの。
 - (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるもの。
 - (7) 第三者の利益を不当に害するものと認められるもの。
 - (8) 着ぐるみ等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるもの。
 - (9) 着ぐるみ等を個人的に利用するもの。
 - (10) その他不適当と認められるもの。
- 4 借用者は、借用の権利を譲渡し、又は転借してはならない。また、申請目的以外の二次使用を行ってはならない。

(改善の指示及び借用承認の取消し)

- 第10条 区政企画室長は、借用者が申請した範囲を逸脱して使用していると認めたときは、借用者に改善を指示するものとする。
- 2 区政企画室長は、借用者が次のいずれかに該当する場合は、借用承認を取り消すことができる。
- (1) 速やかに改善の措置を講じないとき。
 - (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (3) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 第9条の使用 방법에違反したとき。
 - (5) 借用の承認に付した条件に違反したとき。
 - (6) その他区政企画室長が取り消すことが適当と認めたとき。
- 3 区政企画室長は、南区役所内で行われる事業など他に優先度の高い事業で急遽使用する必要性が発生した場合は、申請の順序にかかわらず、借用の承認を取り消すことができる。
- 4 借用者は、前項の規定に基づき区政企画室長から着ぐるみ等の返却を命ぜられたときは、ただちに区政企画室に着ぐるみ等を返却しなければならない。
- 5 区政企画室長は、借用承認の取消しを受けた者に対して、着ぐるみ等を使用した役務の提供を請求することができる。
- 6 区政企画室長は、第2項の規定による借用承認の取消しにより借用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 7 第2項及び第3項の規定により借用承認の取消しを受けた者は、取消しを通知された

日から3年が経過した日の属する年度末までの間、新たに借用の申請をすることができない。

(事故、苦情の処理及び損害賠償)

第11条 借用者は、着ぐるみ等を使用した役務の提供に係る事故、苦情が発生した場合は、速やかに堺市南区に報告し、借用者が借用者の責任の下に処理しなければならない。

(賠償責任等)

第12条 堺市南区は、借用者が申請を行ったことに起因し、借用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 借用者は、着ぐるみ等を使用した役務の提供に起因する権利侵害により、第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、堺市南区に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 借用者の故意又は過失により、着ぐるみ等を破損した場合は、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

4 借用者は、着ぐるみ等の使用に際して故意又は過失により、堺市南区に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(着ぐるみ等の権利)

第13条 着ぐるみ等に関する著作権や商標権、その他一切の権利は、堺市に帰属する。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出しに関し必要な事項は、区政企画室長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。